

議会改革に関連する諸問題に関する審査結果報告

平成22年 6 月 7 日

薩摩川内市議会議会改革特別委員会
委員長 堀之内盛良

1 審査事件

議会改革に関連する諸問題について

2 委員会の開催日

平成21年11月4日，平成22年1月20日，2月9日，3月3日，4月14日，5月10日（6日間）

3 審査の経過及び結論

(1) 代表質問制の導入について

会派での調査研究，政策立案等の機能を拡大するため，代表質問制の導入について審査を行った。

審査の結果，本年9月定例会から代表質問制を導入すべきものとした。なお，その概要は，次のとおりである。

ア 代表質問は，3月定例会及び9月定例会で行うものとし，全ての会派が質問できるものとした。

イ 「総括質疑並びに一般質問」に係る本会議の初日に代表質問を行い，個人質問は2日目以降に行うものとした。

ウ 質問は，一括質疑・一括答弁方式で行うものとし，質問時間は，5人以下の会派が40分以内，6人以上の会派が60分以内とし，答弁時間は含まないものとした。

(2) 「施策等の形成過程を明らかにする7項目の説明」及び「予算・決算審議に係る政策に関する説明」の具体的な取扱いについて

薩摩川内市議会基本条例第13条及び第14条において，市長等に対し，施策等の形成過程を明らかにする7項目の説明及び予算・決算審議に係る政策に関する説明を求めるとしているため，その具体的な取扱いについて審査を行った。

審査の結果，現行のとおり，総括質疑並びに一般質問，委員会審査における質疑等により具体的な説明を求めるものとするが，より充実した質疑となるよう，議案審査に係る現行の委員会資料の内容については，議会資料と題して，議案提出の際に求めるものとした。

(3) 委員長報告の在り方について

本会議において，委員長が委員会の審査結果等を報告する「委員長報告」に関して，現行の取扱いにおける課題等を整理しながら，その在り方について審査を行った。

審査の結果，陳情等の審査に係る委員長報告について，委員長が本会議において報告する際に，付託事件等審査結果報告書に記載してある陳情等の内

容の説明を省略していることから、陳情等の内容については、付託事件等審査結果報告書に記載しないものとした。

なお、このことにより、会議録に陳情等の内容が記載されないことになることから、陳情文書表等を巻末資料として会議録に掲載するものとした。

また、委員長が本会議において報告する「付託事件等審査結果報告書」を、会議規則第104条に規定する「委員会報告書」とみなして運用している現行の取扱いを改め、今後は、会議規則に基づき委員会報告書を作成し、委員長から議長に提出するものとした。